

平成22年度 北海道サッカーリーグ

第8回 道南ブロックリーグ 開催要項

- 1 主催 (財)北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 2 主管 函館地区サッカー協会、室蘭地区サッカー協会、苫小牧地区サッカー協会
函館社会人サッカー連盟、室蘭社会人サッカー連盟、苫小牧社会人サッカー連盟

- 3 開催期間 平成22年5月16日～9月12日
- 4 会場 函館市日吉サッカー場・室蘭市入江陸上競技場・苫小牧市緑ヶ丘サッカー場・他
- 5 参加料 1チーム 150,000 円
- 6 参加資格 (財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第一種チーム
であって、次の条件を満たすチームに限る。
 - (1)クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームと二重に登録されていないこと。
 - (2)高校在学中の生徒は参加できない。但し、(財)日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
 - (3)外国籍選手の登録は、1チーム3名以内とする。
 - (4)全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。

- 7 選手エントリー
 - (1)前項の参加資格を有したチームの選手をいう。
 - (2)選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場が認められる。
 - (3)ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常時携帯すること。
背・胸番号は正・副同一番号とし、1番からの通し番号を原則とする。
 - (4)シーズン中の番号の変更はできない。

- 8 リーグ編成
下記の6チームとする。
 - (1)函館地区・室蘭地区・苫小牧地区の各2チームによる。
 - (2)各地区の2チームは前年度に13項の「入替方式」により決定する。

- 9 組合せ及び日程
 - (1)ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
 - (2)リーグ日程は、主管責任地区が参加各地区と協議の上決定する。
 - (3)試合開始時間、順序は主管責任地区が決定する。

- 10 競技方法
 - (1)6チームによる2回戦総当りとする。
 - (2)競技時間は90分とし延長、PK戦は無い。
 - (3)選手交代はエントリー7名中4名までとする。

- 11 競技規則
 - (1)平成22年度(財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 - (2)試合出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携帯し、選手エントリー用紙と共に本部に提出すること。未提出の選手は、その試合に出場することはできない。

- 12 順位の決定方式
次の方法により決定する。
 - (1)勝点(勝ち:3点・引分け:1・負け:0点)
 - (2)全試合のゴールデフアレンス(得失点差 総得点 - 総失点)

- (3) 全試合の総得点数
- (4) 該当チームの対戦成績
- (5) 抽選

13 入 替

- (1) 当該年度各ブロックリーグ優勝チームは、全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- (2) 当該年度各地区代表下位のチームは各地区リーグ1位チームと入替戦を実施し勝利チームを次年度の各地区よりのブロックリーグ参加チームとする。
但し、当該チームが5位以下の時は当該地区リーグ1位と自動入れ替えとする。
- (3) ブロックリーグ1位チームが北海道サッカーリーグへ昇格した場合は、昇格した地区リーグよりブロックリーグ参加チームを決定する。
- (4) 北海道リーグから降格があった時、同チームが所属する当該地区からの次年度ブロックリーグ参加チームは北海道リーグ降格チーム、当該年度ブロックリーグ上位チーム、当該年度地区リーグ1位チームにより決定する、
決定方法は各地区にて定める。尚、当該年度下位のチームは地区に自動降格する。

14 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判資格は、主審2級以上、副審及び第4の審判員は3級以上とする。
- (3) 地区担当者は試合開催日までに主管協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- (4) 競技終了後、主審は速やかに、審判報告書を会場責任者へ提出すること。
- (5) 各審判員への報酬は別に定める。

15 競技記録及び公式記録員

- (1) 各ブロックリーグの競技記録はホームチームが、(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を配して行うのが望ましい。
- (2) 競技記録は、公式記録員1名及び補助員2名以上で行うこと。
- (3) 競技記録の担当者は試合開始40分前までに本部席に集合し、記録用紙に必要な準備を行うこと。
- (4) 公式記録は、試合終了後、ただちに記録内容を確認し、記録用紙両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの署名をもらうこと。
- (5) 完成した記録用紙はホームチームの運営責任者へ提出すること。
なお、その後の異議・訂正は原則認めない。

16 会場運営

- (1) 会場準備・後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備・後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会及び責任地区連盟と打ち合わせを行う。
- (3) 会場の準備は、試合開始予定の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。又、後片付けは、試合終了後速やかに行い、30分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備・後片付けは、7名以上で行うこと。
- (5) 会場準備・後片付け及びし合い運営に必要な業務は次のとおりとする。
本部テント・審判員テントの設営・机及び椅子の配置、チーム用ベンチの設置。
ピッチのライン引き・ゴール、コーナーフラッグ、第4審判員席の設置。
審判員用の飲料水及びタオル等の準備。
使用機材の準備・撤収・試合会場内・外のゴミ等の回収。

17 懲 罰

- (1) 警告・退場の処置
ア. 警告は累積3で1試合の出場停止とし、その他の処置については、運営要項細則により処置する。
イ. 裁定が必要な場合は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に抛り処置する。

- (2) 棄権チームの処置
- ア. 試合を棄権した場合は原則として除籍処分の上、次年度の参加を停止する。
 - イ. 特別な事由により棄権となった場合、必要な調査の上、不可抗力と認定されれば再試合を認める。
この際、再試合に懸かる会場準備・審判員の配置及び経費は当該チームの負担とする。
 - ウ. 不戦勝となったチームに得点5及び勝点3を与える。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は 没収試合とする。
この場合、原則として当該チームを除籍とし、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (4) 試合中、またはその前後に悪質な言動があった場合その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (5) 大会期間中、またはその前後において本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。

18 マッチコミッショナー

- (1) 各会場にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは試合開始60分前にマッチミーティングを行い、試合に臨む両チームの監督と意見交換を行い、スムーズに試合が行われるよう確認を行う事。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催(試合中を含む)におけるトラブル等が発生した場合、北海道社会人サッカー連盟に対し、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

19 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。
ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、助監督が監督代理を行うことができる。
この場合、事前に所属する地区社会人サッカー連盟に届け出て許可を受けなければならない。
- (2) チーム監督が長期不在となる場合は、所属する地区社会人サッカー連盟に対し「監督変更届」を提出し承認を得なければならない。
- (3) チーム監督或いは助監督が選手をかねる場合は、事前に登録されたコーチをベンチ入りさせること。
- (4) 監督代理ができる者は助監督のみとし、事前に登録された者2名の中から行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に違反した場合は、当該チームは次節の1試合を出場停止とする。
この場合の成績は、対戦相手チームに得点5・勝点3を与える。
- (6) ユニフォームへの広告掲示については事前に北海道社会人サッカー連盟の承認を得なければならない。
- (7) 上記(6)項の他のユニフォームに関しては(財)日本サッカー協会ユニフォーム規程に拠る。
- (8) 試合に出場する全ての選手は(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、試合毎にエントリー票に添えて大会本部に提出しなければならない。
未提出の選手は原則としてその試合の出場を認めない。
- (9) 会場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底すること、また傷害保険等への加入もチームの責任において行うこと。
- (10) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は会場責任者・マッチコミッショナー・審判員等において協議し対処すること。
この結果、中断・中止・延期することがあることを留意する。

20 附 則

- (1) 本リーグの運営を円滑にするために次の会議を置く。
道南ブロックリーグ運営委員会
- (2) 道南ブロックリーグ運営委員会規定は別に定める。